

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
○道路の供用開始	() 1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出	(会計管理課) 1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	1
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名	(9・14掲示) 4
落札公告	
○落札者等の公告	(公営企業局 県立病院課) 4

告 示

高知県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年9月28日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
医療法人陽光会 南国市篠原49番地1 令3・7・29
宮田整形外科

高知県告示第850号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通

知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月28日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町別枝字カゲ島2907の37・2907の38・2907の43・2907の44・2907の48・2907の53・大植字黒滝1886・4729・4734・字鳥形5262・高岡郡津野町芳生野字大黒丙4446の5（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年9月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 重倉笠ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字柳ガ平770番から 南国市白木谷字市ノ瀬760番3まで	前	6.8 }	100
	後	6.8 }	100
		14.2	

高知県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年9月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道

- 路線名 重倉笠ノ川

- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市白木谷字柳ガ平770番から 南国市白木谷字市ノ瀬760番3まで	100	令和3年9月28日

高知県告示第853号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月28日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 山下 久人

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 信崎 由加

- 変更年月日

令和3年9月1日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月28日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

- (2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下

<p>「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)</p> <p>イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)</p> <p>(3) 実施期日 ア 新規取得講習 令和3年11月9日(火)から同月17日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間 イ 追加取得講習 令和3年11月15日(月)から同月17日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種類の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 追加取得講習 受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 令和3年10月4日(月)及び同月5日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ</p>	<p>クシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和3年10月6日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 (1) 受講申込書等の提出期間 令和3年10月11日(月)から同月13日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。 (3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通 イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p>	<p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第18号 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。 令和3年9月28日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 審査の種類、期日及び場所 (1) 審査の種類 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。 ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。) イ 普通自動車免許 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。) エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)</p> <p>(2) 審査の期日 令和3年11月1日(月)から同月12日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)</p> <p>(3) 審査の場所 吾川郡いの町枝川200番地 高知県警察本部交通部運転免許センター</p> <p>2 審査の申請手続に関する事項 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会に提出すること。 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の</p>
--	---	---

資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

関する知識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であるこ

	要な教習の技能	と。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第

- 二種免許等21,500円)
 イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)
 4 その他
 審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線380)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第76号

令和3年9月12日執行の高知県議会議員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年9月14日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙区の名称	住所	氏名
佐川町・越知町・日高村選挙区	高知県高岡郡佐川町甲553番地7	桑 鶴 太 朗

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年9月28日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
生体情報監視装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 落札者を決定した日
令和3年8月25日
- 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 南国市領石281番1
- 落札金額
75,570,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 政令第6条の公告をした日
令和3年7月13日